

前払式支払手段(1)



坂 勇一郎 Saka Yuichiro 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員。国民生活センター紛争解決委員会特別委員。金融審議会専門委員

前払式支払手段とは

(1) 前払式支払手段の概念・要件

前払式支払手段は、次のいずれかに該当するものです(法3条1項)。

1号 証券、電子機器その他の物(証券等)に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に^{また}応ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号であって、発行者等から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

2号 証券等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に^{また}応ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

前払式支払手段の要件は、次の4点です*1。

i. 金額等の財産的価値が記載・記録されること(価値の保存)

金額が記載・記録される金額表示の前払式支払手段(1号)と、物品または役務の数量が記載・記録される数量表示(物品表示)の前払式支払手段(2号)(例：ビール券)があります。

ii. 金額・数量に応じる対価を得て発行されること(対価)

利用者が対価を支払って証券等を得たにもか

かわらず、発行者が倒産するなどして、商品の購入やサービスの提供を受けられなくなると、利用者に財産的損害が生じます。こうした事態から利用者を保護するために、資金決済法は、発行者に対して発行保証金の保全を求めるなどの規制を行っています(法14条～19条)。このように、利用者が対価を支払った場合を、保護の対象としています。対価を支払ったといえるかは、社会通念に照らして判断されます。

「対価」は、現金に限られず、財産的価値のあるものはすべて含まれます。暗号資産による支払いや、物品や役務の提供による場合も含まれます*2。他方、個人に関する情報は経済的価値を有しますが、個々の取引に伴う必要な範囲での情報提供は、前払式支払手段における「対価」と扱われません。

対価がないものは、前払式支払手段に該当しません。例えば、無償で発行されるポイントは、該当しません。他方、有償で発行されるポイントは、該当します。

また、対価の支払いに関係なく、法律により支払手段としての効力が与えられるもの(日銀券、収入印紙、郵便切手、証紙等)も、前払式支払手段に該当しません。

iii. 証券等、番号、記号その他の符号の発行であること(発行)

「発行」とは、財産的価値を記載・記録し、証券等・符号等を利用者に交付・付与して、利用者が利用できる状態に置くことです。

*1 デビットカードは、口座振替を行うための本人確認機能を持つカードであり、前払式支払手段に該当しない

*2 ゲーム内通貨のうち、直接金銭の支払いを得て発行されるもの(1次通貨)が対価性を有することは明らかであるが、1次通貨と引き換えに交換される2次通貨も対価性が認められ得る。なお、ゲーム内二次コンテンツのうち、一定の要件を充足するものは、前払式支払手段に該当しない(2017年9月15日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)



IDやパスワードも、符号等に含まれます。

iv. 代価の弁済等に使用されること(権利行使)

支払手段への規制であることから、商品やサービスの提供を受ける場合に、通常使用することが予定されている証票等・符号等を、規制対象とします。証票等・符号等を通常使用せずに商品やサービスの提供を受けることができる場合は、規制対象となりません。

例えば、ゴルフ会員権証、テニスクラブ会員権証等は、前払式支払手段に該当しません。また、英会話教室の生徒証で、忘れた場合にも授業を受けることができる場合は、前払式支払手段に該当しません。(これらは前述 i の要件も欠きます。)

記録された財産的価値が、証票等・符号等の利用に応じて減少するものでないものも、前払式支払手段に該当しないとされています^{*3}。例えば、新聞・雑誌の電子配信サービスで、1年分の料金を前払いして発行されるIDやパスワードで、利用に応じて財産的価値が減少しないものなどが、これに当たるとされています。

(2) 適用除外とされるもの

前払式支払手段の要件に該当しても、適用除外となるものがあります。

i. 乗車券^{*4}、入場券その他これらに準ずるもの(法4条1号、施行令4条1項)

サービス提供者側の事務処理上の必要から発行される整理券的なものであり、規制対象とする必要性は低いと考えられるものです。入場券の代わりに発行される電子チケット等も適用除外になります。

ii. 使用期間が6カ月以内であるもの(法4条2号、施行令4条2項)

有効期間が短期のものは、通常早期に利用され、利用者のリスクが比較的小さいと考えられること、多様なサービスが提供され得ることに

鑑みてのものです。

実際、この類型は比較的広く用いられています。利用者は、使用期間が限定されていることに留意が必要です。また、悪質な業者の中には、この適用除外を悪用する者もみられます。

iii. 発行体の信用力に着目して適用除外とされるもの(法4条3号・4号、施行令4条3項)

国、地方公共団体、独立行政法人自動車技術総合機構、日本中央競馬会、日本放送協会等が発行するものです。

iv. 一定の関係性に着目して適用除外とされるもの(法4条5号、施行令4条4項)

利用者と発行者が生活上密接な関係にあり、双方の間に高度の信頼関係がある場合には、一般的に利用者保護のしくみを適用する必要がないため、適用除外とされています。例えば、会社が従業員に発行する、当該会社経営の社員食堂で利用できる前払式支払手段や、会社と提携している保養施設やレストラン等で利用できる前払式支払手段などが、定められています。

v. 他の法律で規制されているもの(法4条6号、施行令4条5項)

割賦販売法上の前払式特定取引の商品引き渡し・役務提供または前払式割賦販売の商品引き渡しで使用される前払式支払手段(例：友の会発行のお買い物券)、旅行業法上旅行業務に関する取引に発行される前払式支払手段(例：旅行ギフト券)が、これに該当します。

vi. 利用者のために商行為となる取引にのみ用いられるもの(法4条7号)

事業者間でのみ使用されるものは、利用者保護の必要性が低いと考えられるためです。

(3) 自家型と第三者型

前払式支払手段のうち、発行者の店舗のみで使用できるものを「自家型」、発行者以外の店舗でも使用できるものを「第三者型」といいます。

*3 利用者保護の観点からの規制の必要性について、慎重な検討が必要と考えられる

*4 交通系のICカードは、前払式支払手段として規制対象である

自家型^{*5}は、発行者が利用者に自ら商品やサービスを給付するものであり、発行者が受け入れた資金は、発行者の下で商品やサービスにかたちを変えます。利用者の財産的価値は、資金または未提供の商品・サービス(のための在庫や設備)として、発行者に保有されます。

第三者型は、利用者が発行者以外の加盟店等で商品やサービスの提供を受け、発行者が利用者から受け入れていた資金を、加盟店等に支払うものです。発行者は、利用者から資金を受け入れ、資金として保有し、加盟店等に資金を払い出します。利用者の財産的価値は、資金のかたちのまま、発行者に保有されます。

自家型は、3月末および9月末の残高が1000万円までのものを規制対象外とし、3月末または9月末の残高が1000万円超のものも届出で足りることとしています(法5条)。他方、第三者型は、自家型に比べて金融機能が強く、発行者が破綻したときの社会的影響も大きいことに鑑み、登録要件を充足する体制を整えて、登録を受ける必要があります(法7条)。

資金決済法は、自家型の届出業者および登録業者(第三者型)を規制対象とします。

(4) 前払式支払手段の種類

紙型、磁気型、IC型、サーバ型があります。これらは、利用金額等の記載・記録の方法・場所による区分です(表1)。

サーバ型では、利用者は、発行者のサーバにアクセスすることになりますが、アクセスの方法として、カードの交付を受けて記載・記録された符号等をスマホやパソコンで入力してアクセスするもの、メール等で付与された符号等を入力してアクセスするもの、QRコードにより

表1 前払式支払手段の種類

	利用金額等の記載・記録	例
紙型	券面に記載	商品券
磁気型	カードの磁気ストライプに記録	図書カード等
IC型	カード内蔵のICチップに記録	交通系ICカード等
サーバ型	事業者のサーバに記録	QRコード決済(前払式支払手段)等 ^{*6}

アクセスするもの、などがあります。

前払式支払手段の規制概要

前払式支払手段の規制概要および改正部分は表2のとおりです。

発行者が倒産等した場合に備え、利用者を保護するため、前払式支払手段発行者は、基準日(3月末および9月末)時点の前払式支払手段の残高(未使用残高)の2分の1以上の額(要供託額)の発行保証金を供託することが義務づけられています(法14条)。供託に代えて、保全契約や信託契約によることもできます(法15条・16条)。

前払式支払手段は、原則として払戻しが禁止されています(法20条)。また、利用者保護のため、利用者への情報提供(法13条)、情報の安全管理(法21条)等の規律が設けられています。

払戻しの原則禁止

(1) 発行業務の廃止等と払戻し

発行者が、発行業務の全部または一部を廃止し、または、登録を取り消された場合には、払戻し手続きを行わなければなりません(法20条1項、内閣府令41条)。

払戻し手続きでは、発行者は、所定の事項を公告し、財務局長に届出書を提出します。発行者は、公告日の前払式支払手段の未使用残高の

*5 自家型前払式支払手段では、「密接関係者」(親子会社・兄弟会社・同時または連続して行う密接不可分な物品提供や役務提供を行う者など)も発行者と同視される(法3条4項、施行令3条)

*6 QRコードは決済情報の伝達手段であり、QRコード決済事業者は決済情報の伝達業務を担う。前払式支払手段、資金移動、クレジット等での決済に際し、QRコードにより情報伝達を行うものをQRコード決済と呼んでいる

表2 前払式支払手段に関する規制概要(改正前、2020年改正法)

概要	改正前	改正法	改正箇所
参入規制(自家型は届出制、第三者型は登録制)	5条～11条	5条～11条	5条、8条
名義貸しの禁止	12条	12条	—
情報の提供 → 利用者の保護等	13条	13条	13条
発行保証金の供託	14条～19条	14条～19条	16条
払戻し規制	20条	20条	—
情報の安全管理	21条	21条	—
加盟店管理等	10条1項3号・4号	10条1項3号・4号	—
委託先に対する指導	—	21条の2	(新設)
苦情処理に関する措置	21条の2	21条の3	21条の2新設による繰り下げ
帳簿書類の作成・保存	22条	22条	—
報告書の作成・提出	23条	23条	—
立入検査等・業務改善命令等	24条～29条	24条～29条	25条

全額^{*7}を利用者に払い戻します。利用者は、申出期間(60日以上)内に申し出を行い^{*8}、払戻しを受けます。プレミアムを付して発行している場合には、プレミアム分を含めて払い戻す必要があります。払戻しが完了後、発行者は、財務局長に払戻し完了報告書を提出します。

もし、資金不足等により払戻しが完了できないときは、供託されている発行保証金から支払いを行う権利実行の手続きが開始されます。

(2) 払戻しの原則禁止

出資法は、「預り金」を禁止し、また「預り金」には、預貯金等と同様の経済的性質を有するものが広く含まれるとされます。前払式支払手段について、自由に払戻しができるとすると、元本の返還がされることとなり、「預り金」に当たるおそれがあります。そこで、発行業務の廃止等の場合を除き、前払式支払手段の払戻しは、

原則として禁止されます(法20条5項)。

ただし、払戻金額が少額の場合その他発行業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがないと内閣府令で定める次の場合は、払戻しが認められます(同項ただし書、内閣府令42条^{*9})。

- ・基準期間^{*10}半年間の払戻金額の総額が、前の基準期間半年間の発行額の20%を超えない場合
- ・基準期間半年間の払戻金額の総額が、直前の基準日(3月末日または9月末日)の未使用残高の5%を超えない場合
- ・利用者のやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合
架空請求等詐欺事案で、利用停止等後の返金を行う場合、迅速な被害回復の観点から、法20条5項ただし書、内閣府令42条各号に基づくこともできるとされています。

*7 直近基準日(公告日前の直近の基準日)の未使用残高+直近基準日の翌日から払戻基準日(公告日)までの発行額-同期間の弁済額-同期間に請求された物品等の金銭換算額

*8 申し出を行わなかった場合、払戻し手続きの中で払戻しを受けることはできないが、手続き外で発行者に私法上の権利を行使することができる

*9 改正府令では、電気通信回線を通じた不正なアクセスにより利用者の前払式支払手段が不正利用された場合でその他の保有者の利益の保護に支障を来すおそれがある場合と認められ、金融庁長官の承認を受けた場合にも払戻しが認められる

*10 基準日(3月末日または9月末日)の翌日から次の基準日までの期間